

1 いじめの定義と基本的な考え方

いじめは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。
(平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より)

上記の定義及び「岡山市いじめ等の問題行動及び不登校の防止に関する基本方針」のもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」、また「いじめは人権侵害である」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない、楽しい温かい学校生活」を送ることができるように本校における「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、3つの視点をあげる。

- いじめの未然防止 ○ いじめの早期発見・早期対応 ○ 重大事態への対処

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない集団づくり

- ・道徳の時間を要として、人権教育や体験活動・たてわり班活動などを充実させ、全教育活動において道徳的実践力を育てる。自分の考えをもち、自分の考えとは異なる考え方に接する中で、協力・協調することを学習し、人とよりよくかかわる力を身に付けることができるようにする。また、児童が他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心、豊かな人間性を育む。

(2) わかる授業づくり

- ・自分の思いや考えを伝え合い、友達の思いや考えを大切に受け止める楽しさを感じられる授業づくりをする。
- ・学習規律の徹底を図り、他を尊重し、意欲的に学習に取り組む集団づくりをする。
- ・ステップ学習や家庭学習の定着を図り、基礎的・基本的事項を習得させる。

(3) 「いじめ防止対策連絡会」の設置

- ・生徒指導連絡会は毎週水曜日に行い、児童や学級の様子を全職員で共通理解する。
- ・校内の生徒指導委員会の中で「いじめ防止対策連絡会」を設置し、定期的を開催する。

(4) 相談体制やカウンセリング体制の充実及び研修

- ・ASSESS(年3回)結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との相違点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、研修会を開催し、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。

(5) 保護者や地域への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策基本方針や対応についての啓発を行う。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設け、「児童がいるところには教職員がいる」ことを目指す。気になる小さな変化についても情報を交換することで、いじめの早期発見につなげる。
- ・アンケートは発見の手立ての一つであるとの認識の上で、1学期に1回程度実施し、その他実態に応じて随時実施することで、担任やその他教職員に何でも話ができる環境を整える。(教育相談の事前アンケートを兼ねる)

(2) 保護者との連携

- ・授業参観や学級懇談・個人懇談などを通じて保護者との連携に努め、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) 教育相談の実施

- ・日常生活における教職員の声かけ等、児童が日頃から相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間「なかよしタイム」(6月・11月の年2回)を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。事前にアンケートを実施し、教育相談に生かす。

4 早期対応、重大事態への対処 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

(1) 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個別に聴き取り記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にして、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を行う。
- ・教育委員会、関係機関(警察・こども相談所・医療・福祉機関・法務局など)との連絡・調整を行う。

(3) 児童への継続的な指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。カウンセラー等を活用し、心のケアを図る。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- ・学校全体の児童についてもいじめに関する指導を行い、いじめを許さない集団づくりを継続する。

(4) 保護者・地域・関係機関との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明し、保護者の協力を求める。
- ・家庭、地域社会及び関係機関等と協働して児童の変化や状況把握に努め、重大化を防ぐ。
- ・いじめの可能性があると校長が判断した場合、「いじめ防止対策委員会」を招集し、状況把握・対策について協議する。

5 校内組織

(1) 「いじめ防止対策連絡会」 月1回、問題傾向を有する児童の現状把握や指導状況の確認を行うとともに、いじめに関する総合的な協議を行う。詳細については、別に要綱を定める。

(2) 「いじめ防止等対策委員会」 いじめの可能性があると校長が判断した場合に開催し、迅速な状況把握・対策を組織的に協議し実行する。

岡山市立御休小学校 いじめ防止対策連絡会 及び いじめ防止対策委員会要綱

(設置理由)

第1条 この要綱は「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、岡山市立御休小学校 いじめ防止対策連絡会 及び いじめ防止対策委員会の設置・運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめ防止に係る連絡会(委員会)を設置し、児童・保護者に対していじめ防止・いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的・実効的に対応する姿勢を明確に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織と運営)

第3条 「いじめ防止対策連絡会」は、月1回開催し全職員が参加する会とする。

2 「いじめ防止対策委員会」は、いじめの可能性があると校長が判断した場合に開催する。委員は、校長が指名し、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・人権教育主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・担任、その他校長が認める職員によって構成する。また、必要に応じて専門的な知識を有する者(CS・SC・警察・主任児童委員など)を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 「いじめ防止対策連絡会」は、以下の役割を担うものとする。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った児童に対する指導
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (7) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- (8) 専門的な知識を有する者・機関との連携
- (9) 教育委員会と連携し指導を受ける。
- (10) その他、いじめ防止に係ること

(その他)

第5条 この「いじめ防止対策基本方針」に定めるもののほか、連絡会(委員会)の取組・運営等について必要な事項は校長が定める。

附 則 ○この要綱は、令和3年5月1日より施行する。